

すくすく育つ、未来のために。

対象
0歳～
3歳

ほくぎん はじめて □ 座

キャンペーン

《期間》

平成27年11月9日月～平成28年4月28日木



北陸銀行キャラクター
りくひめ



北陸銀行キャラクター
ほくまる

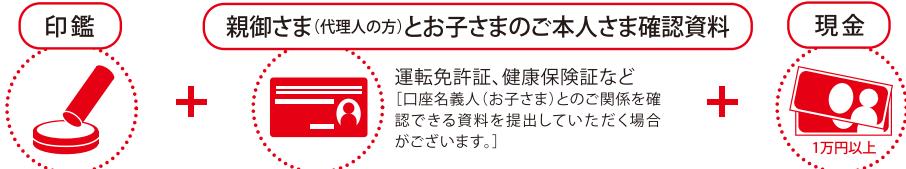
期間中、0歳～3歳のお子さま名義の
当行口座を初めて作成いただくと、
**クオカード500円分を
もれなくプレゼント**

対象預入金額：口座作成時1万円以上

お手続きの
流れ



お手続きに
必要なもの



*対象となるお子さまが当行で既に口座をお持ちの場合は対象となりません。*未成年の方は総合口座の作成はできません。*代理人の方はご両親または同居の親族の方に限らさせていただきます。*プレゼントは口座作成時にお渡しいたします。*詳しくは北陸銀行の窓口・ホームページでご確認ください。

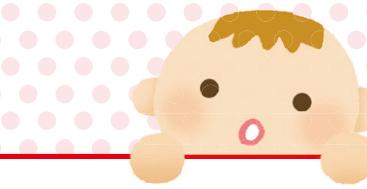
ご注意ください | お預け入れいただく預金は、お子さまのものですので、ご理解の上お申し込みください。なお、親御さま(代理人の方)の財産を、お子さまに贈与した資金を原資としてお預け入れの場合等で、個人の基礎控除である年間110万円を超える場合は、原則、贈与税の申告が必要となりますので、ご留意ください。

お子さまの将来を考えて、教育や万が一に備えた 資金などを計画的に準備しましょう！



お子さまの将来に備えて今できること

積立預金 普通預金・定期預金



楽しみな成長を、あなたも応援しませんか

ほくぎん 教育資金 贈与専用口座

(平成31年3月29日までお預け入れ、1,500万円まで)



病気やケガなどに備えましょう

医療保険



お子さまの入学や進学に合わせた
バックアップを

学資保険

保険のお申し込みをご検討いただく際は、次の点にご注意ください。

- 保険商品は預金ではありません。また元本の保証はありません(預金保険の対象ではありません)
- 当行は保険の募集代理店です。保険の引受は行っておりません(当行はお客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います)
ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護措置が図られますが、一時払保険料の最低保証金額、死亡保険金額、積立金額、解約返戻金および将来の年金額等が削減されることがあります。
- 当行が募集する個人年金保険・終身保険は、商品により、契約時費用ならびに解約時の解約控除が必要となり、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、運用成果確保時費用、年金管理費、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することはできません。
- 変額個人年金保険は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金は既払保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。
- 外貨建ての年金保険・終身保険では、為替レートの変動により、お受け取りになる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受け取りによる円換算後の保険金が既払保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。
- 解約返戻金変動型年金保険の場合、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(具体的には中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります)。
- 個人年金保険・終身保険を中途解約した場合には、運用実績・市場価格調整・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金は払込保険料を下回ることがあります。
- 商品によっては告知が必要なものがあり、告知内容によってはご契約いただけない商品もあります。なお、当行行員が告知事項を知ることはできません。
- 定期支払金・配当がある商品について、将来の定期支払金・配当を確約するものではありません。
- 当行で取扱中の保険商品はクーリングオフ制度の対象となります。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、当行の他の取扱いに影響を及ぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先によっては、保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入元で調達した場合、運用実績等によっては解約返戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済することが困難になることがあります。よって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みをお取り扱いできません。
- ご検討にあたっては、専用のパンフレットや「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」(変額年金保険の場合はこれに加えて「特別勘定のしおり」)を契約前に必ずお読みいただき、十分内容をご確認願います。
- 商品のご検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。詳しくは窓口までお問い合わせください。